

令和 8 年 3 月 18 日

第 2 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3月18日（最終日）

- 日程第1 議案第12号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程第2 議案第13号 南知多町選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第14号 南知多町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第15号 南知多町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第16号 南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第17号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第18号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第19号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第20号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第21号 南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第22号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第23号 南知多町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第13 議案第24号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第25号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第26号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第27号 南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第28号 南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第29号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第7号）

- 日程第19 議案第30号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 日程第20 議案第31号 令和7年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 日程第21 議案第32号 令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第4号）
 日程第22 議案第33号 令和7年度南知多町水道事業会計補正予算（第3号）
 日程第23 議案第34号 令和8年度南知多町一般会計予算
 日程第24 議案第35号 令和8年度南知多町国民健康保険特別会計予算
 日程第25 議案第36号 令和8年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第26 議案第37号 令和8年度南知多町介護保険特別会計予算
 日程第27 議案第38号 令和8年度南知多町水道事業会計予算
 日程第28 議案第39号 令和8年度南知多町漁業集落排水事業会計予算
 日程第29 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（10名）

1番	木藤創大	2番	橋本由岐穂
3番	山本優作	4番	鈴木浩二
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	榎戸陵友

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	高田順平
総務部長	山本剛資	総務課長	鈴木和芳
防災交通課長	山下哲矢	税務課長	相川和英
企画財政課長	坂本圭志	建設経済部長	田中直之
建設課長	石黒俊光	まちなみ環境課長	田中達也

産業振興課長	奥川広康	水道課長	相川久紀
厚生部長	坂口増和	住民課長	山本有里
ふくし課長	宮地利式	健康こども課長	伊藤尊人
教育長	高橋篤	教育部長	鈴木淳二
教育課長	富田和彦	成長戦略室長	山本剛
会計管理者 兼会計課長	内田純慈		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	坂本有二	書記	松本満砂
書記	谷川和亮		

[開議 9時30分]

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

去る3月3日の本会議におきましては、各委員会に付託されました重要案件につきまして、慎重審査をしていただき誠にありがとうございました。

ここで発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言に際しマスクを外し発言をしてください。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 議案第12号 辺地総合整備計画の変更について

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、議案第12号 辺地総合整備計画の変更についての件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第12号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る12日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、辺地債の発行条件と発行可能限度額はどのようになっているのか。答弁としまして、辺地債を発行するためには、辺地総合整備計画の事業として計上されていることが前提になります。辺地債の発行可能額については、県単位で割り振られており、県内他地域との調整が必要であるため、要望額が全て配分されるとは限りませんが、計画に計上し要望していくものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第13号 南知多町選挙公報の発行に関する条例の制定について

○議長（鈴木浩二君）

日程第2、議案第13号 南知多町選挙公報の発行に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第13号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、火曜日の告示日に印刷を発注し、翌日の昼までに1万部を納品するというスケジュールについて、納期が遅れる懸念はあるのか。答弁としまして、原稿は火曜日の告示日に候補者から正式に提出されますが、これに先立ち事前審査を実施し、印刷業者と連携して準備を進めるため、納品の遅れはないものと考えています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第13号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第14号 南知多町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（鈴木浩二君）

日程第3、議案第14号 南知多町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第14号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、こども誰でも通園制度の利用は何人を見込み、利用方法はどのように周知するのか。答弁としまして、年間36人を見込んでおり、利用方法は町公式ホームページ、広報、町公式LINEで周知いたします。

次の質疑としまして、昨年12月に制定された乳児通園支援事業の設備及び運営に関する

る基準を定める条例とこの条例との違いは何か。答弁としまして、12月に制定された条例は、主に運営開始までに準備すべき事項などを規定したものであり、この条例は運営開始後に関する事項を規定したものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第14号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第15号 南知多町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第4、議案第15号 南知多町立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第15号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、嘱託医の業務内容はどのようなものか。答弁としまして、主な業務内容は、健康診断及び歯科健診並びに保育所内での感染症の流行を防止するための指導です。

次の質疑としまして、保育所の嘱託医はどのような方に頼むのか。答弁としまして、町内の開業医4名及び歯科医4名に依頼しております。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第15号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第16号 南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第5、議案第16号 南知多町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第16号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、改正前の第2条第3項では未就学児、第4項では就学児を規定しているが、改正後は削除されているのはなぜか。答弁としまして、過去の制度改正により、現在の制度及び事務の実態において使用されていないことから削除するものです。

次の質疑としまして、改正後と同じ内容の助成をしている市町村は県内に幾つあるか。答弁としまして、令和8年1月1日現在では43市町村です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第16号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第17号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第6、議案第17号 南知多町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第17号に対する審査の経過並びに結果について御報告申

し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、条例改正により、保険料に影響が出る対象者数や額の試算はあるのか。答弁としまして、対象者数は150人、保険料額は約146万円と試算しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第18号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第7、議案第18号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第18号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、報酬審議会は2年に1度の開催になっているのか。また、人事院勧告を参考とするなら毎年やるべきではないか。答弁としましては、令和5年度の報酬審議会において2年に1度と定められております。そのために、現時点では毎年の開催は予定しておりません。

次の質疑としまして、報酬審議会では、町長や議員に対してどのような評価と期待があったのか。答弁としまして、町長及び議員の成り手不足が懸念される中、町長に対しては、健全な財政運営が評価されています。また、議員に対しては、定数削減に伴う重責の中、全議員による活発な議論と活動を通じたよりよい町政の実現が期待されています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第18号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第19号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第8、議案第19号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する

条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第19号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、旅費条例に新設された包括宿泊費とはどのような内容か。答弁としまして、包括宿泊費とは、旅費と宿泊費が一体となったパック旅行を利用した出張において、費用の内訳を区分することなく一括して精算するために新設した科目です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第19号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第20号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第9、議案第20号 南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第20号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第20号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第21号 南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第10、議案第21号 南知多町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第21号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、第2種初任給調整手当支給に該当するような、これまで高卒初任給与等の水準が地域の最低賃金を下回る場合があったのか。答弁としまして、令和5年度以前の単純労務職については、規則上の初任給が県の最低賃金を下回らないよう、最低賃金を上回る号給を初任給として格付し、適正に運用してまいりました。

次の質疑としまして、旧条例の通勤手当は、通勤距離の区分に応じた手当額が明確に規定されていた。今後、規則等で対応するものとしているが、支給額はどのようになっていくのか。答弁としまして、現行条例と同様の規定を規則においても定める予定です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第21号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第22号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第11、議案第22号 南知多町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第22号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第22号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第23号 南知多町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第12、議案第23号 南知多町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第23号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、第13条に宿泊費の規定があるにもかかわらず、第14条に包括宿泊費を設定したのはなぜか。答弁としまして、国の旅費法改正を受け、本町においても事務の簡素化及び効率化を図るため、旅費と宿泊費を一括して支給する包括宿泊費を新設しました。

次の質疑としまして、包括宿泊費の費用にて出張する予定で、割安なパック旅行の予約が取れない場合、旅費として支給が可能か。答弁としまして、旅費及び宿泊費については、それぞれ標準的な経路と費用に基づいて積算の上、支給することが可能です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第23号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第24号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第13、議案第24号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第24号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、限度額改正で影響は医療費分、後期高齢者分ではそれぞれどれだけか。また影響を受けるのはどのような世帯か。答弁としまして、限度額改正による影響は、全体で医療費分が128万100円、後期高齢者分が219万9,100円の増額を見込んでいます。

また、影響を受けるのは現行の課税限度額で限度額に達している世帯で、医療費分では132世帯、後期高齢者分では122世帯を見込んでいます。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第24号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をいたします。

今回の改正で、子ども・子育て支援金分が追加となりました。子ども・子育て支援金は、子育てに必要な財源を医療保険の保険税として集めようとするものであり、国税の

増税をごまかすものであります。徴収対象となるのは、公的医療保険の加入者です。公的医療保険の加入者には、独身のみならず、子育て中の人、子育てを既に終えた人も含まれます。このような本来の目的と違う国民健康保険から上乘せをして収奪する施策には反対します。子育てに特化した別の制度と徴収の仕組みを用意すべきです。

国民健康保険税では、後期高齢者医療支援分が……。

○議長（鈴木浩二君）

内田議員、ちょっといいですか。

反対討論の内容が違います。

○5番（内田 保君）

国民健康保険税条例です。いいですよ。

○議長（鈴木浩二君）

住民課長。

○住民課長（山本有里君）

議案第24号の国民健康保険税条例の改正は、医療分と後期分の限度額を改正するという内容で、今、内田議員がおっしゃられた内容は入っておりません。よろしくお願ひします。

○5番（内田 保君）

分かりました。

○議長（鈴木浩二君）

よろしいですか。

○5番（内田 保君）

はい。訂正します。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第24号の件を採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願ひします。

表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

表決漏れなしと認め確定いたします。

賛成 8 人、反対 1 人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**日程第14 議案第25号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
について**

○議長（鈴木浩二君）

日程第14、議案第25号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
についての件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第25号に対する審査の経過並びに結果について御報告申
し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、これまで町の消防団での公務災害事例は何件で、どのような事例が
あるのか。答弁としましては、令和3年度から今年度までの5年間では5件あり、消火
活動中に火傷を負ったもの、操法訓練中に転倒し頭部を負傷したものなどがあります。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

議案第25号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について反対の立場から討論いたします。

消防団員等の献身的な働きに対し、安全を守らなければなりません。その働き方改革は当然のことでございます。今回の非常勤消防団員の公務災害時の補償を300円から500円を階級、勤務年数ごとに現行の補償基礎額を引き上げるもので、また、消防作業従事者に対する損害補償の基礎額も引き上げるもので、この点は賛成するものであります。

しかし、扶養に関わる補償基礎額の改定で、2号の子どもだけへの50円増額だけで、1号規定の配偶者加算は、昨年度は217円を100円に引き下げておりましたが、今までのこの100円あったものを今回は減額し、配偶者はゼロ円にしてしまいます。そして、3号から6号までの孫、祖父母、弟妹、重度身障者、孫に対しての加算額は217円は改定はありません。とりわけ6号の重度身障者に対しての改定なしの冷たい条例改正は問題であります。非常勤消防団員の公務災害を守るには不十分な条例改正に反対いたします。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第25号の件を採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成8人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第26号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第15、議案第26号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教建設委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第26号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る10日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第26号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

物価高騰の折、地方自治体にはさらに苦しくなる町民への町としての積極的な施策が求められております。給水人口の減少や老朽管の工事等の計画などで水道施設には今後多額の支出が予想されることは同意します。しかし、配慮のない値上げ条例には反対いたします。今回は、今後5年の推計で赤字にならないであろう29%の急激な水道料金の値上げであります。町民の負担を確実に増加させるものです。

基本料金で13口径が1,276円から1,492円へ、20口径は1,315円から1,750円に、100口

径では2,362円だったものが1万1,106円になります。今回、10立方メートルまでゼロ円だったものが1立方メートルで30円の値上げとなります。高齢者の家庭や、多くの水を使う工場の方々への負担となります。

愛知県から県水を2年間で6円引き上げることの影響は、この引き上げで解消しようとしていますが、愛知県の2024年度の水道会計は黒字であり、その妥当性も問われております。このような値上げに対して、町は過去実施したような、また他市町で実施しているような一定期間を決めた基本料金の無料化など段階的な引上げを計画しませんでした。町民に対して値上げへの移行の配慮がない引上げは認められません。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第26号の件を採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成8人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第27号 南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第16、議案第27号 南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教建設委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第27号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第27号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第28号 南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第17、議案第28号 南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教建設委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第28号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、条例に罰則規定を設けていないのはなぜか。答弁としまして、本条例の第20条において、当該勧告に係る措置を取らなかったときは、事業者の氏名及び住所、勧告の内容について、国・県その他の機関に報告するとともに、公表することができるものとする違反事実の公表等を規定しており、罰則がなくとも条例の効果は期待できると考えているためです。

慎重に審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第28号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第29号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第7号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第18、議案第29号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第29号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

産業振興課関係について、質疑としまして、企業版ふるさと納税の寄附を活用して種苗放流することだが、どのような経緯で種苗放流に活用されることになったのか。答弁としまして、寄附者から本町の水産振興のうち、特に種苗放流に役立ててほしいとの御意向をいただきましたので、漁協と協議の上、漁業振興に資する取組として活用させていただいたものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

次に、石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第29号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

住民課関係について、質疑としまして、後期高齢者医療広域連合受託事業収入について、増額となった経費は何か。答弁としまして、資格確認書の暫定運用に係る郵便料金です。

健康子ども課関係について、質疑としまして、賄材料費が600万円減額となっているが、給食の量や品数が減ったりはしていないか。答弁としまして、天候などの影響で高騰している食材があればほかの食材に置き換えるなど、量や品数を減らさないよう献立を工夫した結果です。

税務課関係について、質疑としまして、定額減税補足給付金で不足額給付が443万円減額されているのはなぜか。答弁としまして、給付事業が完了した結果、不用額を減額する必要が生じたためです。

成長戦略室関係について、質疑いたしまして、ふるさと産品支援事業費補助金はどのような支援のために使うのか。答弁としまして、急速冷凍機や真空包装機など新規返礼品開発等に向けた設備導入に係る補助金です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第29号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。本件は各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第30号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第19、議案第30号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第30号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第30号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第31号 令和7年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(鈴木浩二君)

日程第20、議案第31号 令和7年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長(石垣菊蔵君)

ただいま上程されました議案第31号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑としまして、特別徴収保険料の減額はどのような理由か。答弁としまして、当初見込みと決算見込みの差額を減額するもので、主な理由は被保険者の死亡によるものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(鈴木浩二君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第31号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第32号 令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第4号)

○議長(鈴木浩二君)

日程第21、議案第32号 令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長(石垣菊蔵君)

ただいま上程されました議案第32号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(鈴木浩二君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第32号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第33号 令和7年度南知多町水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(鈴木浩二君)

日程第22、議案第33号 令和7年度南知多町水道事業会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件に関し、文教建設委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長(榎戸陵友君)

ただいま上程されました議案第33号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(鈴木浩二君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第33号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時30分までといたします。

[休憩 10時19分]

[再開 10時30分]

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

日程第23 議案第34号 令和8年度南知多町一般会計予算

○議長（鈴木浩二君）

日程第23、議案第34号 令和8年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第34号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

教育課関係について、質疑としまして、文化財保護費のうち、内田家は管理人派遣委託料、梅原邸は施設管理協力者謝礼となっているが、その違いは何か。答弁としまして、内田家は、開館日に常駐して管理を委託するため委託料としていますが、梅原邸は不定期に清掃や点検などの管理をお願いしているため、謝礼としています。

建設課関係につきまして、質疑としまして、橋梁点検調査業務委託料の中では、実施しない9橋については点検する必要はないのか。答弁としまして、この9橋については、負担金により他市町と共同で一括発注し、点検を実施する予定であります。

産業振興課関係について、質疑としまして、遊休農地AI判読システムを導入するきっかけは何だったのか。答弁としまして、近年、農業従事者の高齢化による担い手不足、遊休農地の増加により、農業委員会の調査業務の負担が増大しているため、客観的なデータに基づく評価と現地調査の効率化を図る目的で導入するものです。

次の質疑としまして、師崎港観光センター周辺整備運営事業費で建設工事が計上されているが、追加工事があるのか。答弁としまして、師崎港がこのたび国からみなとオアシスとして認定されましたので、みなとオアシス師崎であることを明示する看板を設置

するための工事費であります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

次に、石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第34号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

住民課関係について、質疑としまして、証明書のコンビニ交付時の手数料を低額とする検討をしているのか。答弁としまして、近隣市町の状況を踏まえ検討してまいります。

ふくし課関係について、質疑としまして、難聴高齢者補聴器購入扶助はどのような助成内容か。答弁としまして、対象者は65歳以上の高齢者で、身体障害者手帳の交付対象とならない両耳の聴力レベルが30デシベル以上の方です。補助率は購入金額の2分の1で、補助金額は3万円を上限としています。

健康子ども課関係について、質疑といたしまして、おうちで子育て応援金を増額する要因は何か。答弁としまして、保育所に入所している子どもに比べ、在宅で子育てされている子どもに対する支援が不足しているため、1人当たりの支給額を月額3,000円から1万円に増額するためです。

税務課関係について、質疑としまして、環境性能割は廃止されているのに環境性能割交付金が298万3,000円予算化されているのはなぜか。答弁としまして、毎年度、前年度分の精算があるため、県から示された見込額を予算計上するものです。

総務課関係について、質疑としまして、公金収納のデジタル化に係るシステム改修業務委託料1,034万円とは、どのようなシステム改修なのか。答弁としまして、後期高齢者医療の保険料や介護保険料の納付において、地方税統一QRコードを導入し、スマートフォン決済をはじめとする多様な納付手段に対応するため、基幹システムの改修を行うものです。

防災交通課関係について、質疑としまして、海上タクシー事業者燃油物価高騰対策支援金はどのような事業者が対象で、対象となる事業者数は何件か。答弁としまして、島

民の生活や経済活動を支える重要な社会インフラとして運行を継続している事業者で、篠島または日間賀島に本社を置き、海上運送法の届出または許可を受けており、県から燃料補助を受けていない者を対象としています。対象となる事業者数は3件です。

企画財政課関係について、質疑としまして、第3表、地方債、施設マネジメント事業4億1,820万円は、主にどのような事業の起債か。答弁としまして、主に日間賀保育所設計業務委託料、旧篠島小学校解体工事及び旧日間賀中学校解体工事に対する起債です。

成長戦略室関係について、質疑としまして、ふるさと産品開発応援事業補助金はどのような条件か。答弁としまして、新たなふるさと産品の開発に係る補助金で対象経費の2分の1以内、上限30万円を交付するものです。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員からの反対討論の発言を許します。

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第34号、南知多町一般会計予算に反対する立場から討論いたします。

令和8年度一般会計予算は、当局の前向きな予算配置もあります。例えば、保育、小・中学校の給食費無償化の恒久化をはじめ、加齢性難聴者への補聴器補助、小・中学校体育館や特別教室へのエアコンの設置、町民への1人1万2,000円のクーポン券発行や住民票のコンビニ発行準備計画などです。このような評価できる点はほかにもあります。しかし、令和8年度一般会計予算で課題として指摘したい多くの問題点があり、今回は5つの問題を指摘し、反対いたします。

第1は、学校図書館整備に関わる文科省からの地方交付税に人の配置と図書費と新聞が令和8年度に算入されております。しかし、基準財政需要額の計算式に基づくその額が十分に利用されていないことです。町教育委員会には学びの質に関わる学校図書館の

整備活用の方針が非常に弱いと感じます。

文部科学省は、学校図書館を学習センター、資料センター、情報センターとして位置づけ、児童・生徒は自ら学び、対話的で深い学びの拠点としていくことを図書館の充実に引き寄せて予算化しています。既にその資料は教育部長にも提出してありますが、文部科学省が考える地方交付税化している学校図書館費を見直した条文をざっと計算しても約1,200万円ほどあります。

今回の南知多町一般会計予算は貧弱です。中学校費で図書館管理業務委託従事者謝礼29万1,000円、昨年より減っております。図書費30万6,000円です。小学校費でも図書館管理業務委託従業者の謝礼73万7,000円、図書費が31万1,000円です。小・中合わせて約160万円の学校図書館に係る予算しかありません。職員の身分は謝礼支給扱いです。

本来、文部科学省が予定しているのは、学校図書館は先の学習センター化するために人の配置を重視しています。1学校133万円から130万円の学校司書を各学校に1人ずつ配置する予算を組んでおります。南知多町は5校ありますから、これだけでも約840万円程度は国の計画で人配置のための財政措置がされているのです。

また、児童・生徒の学びを応援するように、図書費も1学級ずつ小学校3万9,000円、中学校6万1,000円、新聞配置も1学級、小学校3,400円、中学校1万2,000円ずつ措置されているのに、それが十分反映される予算になっておりません。学校図書館整備方針が曖昧な予算に賛成できません。

第2の問題は、国保会計への一般財源からの法定外繰出しをもっと増やすべきという問題です。

国保会計は県統一の制度となり、今年も高い標準保険料率が県から示されております。南知多町民が払える国税とするために、本来は全国知事会も要請している1兆円規模の国や県からの責任を持った費用の投入が必要です。それが不十分な中、現在の南知多町の独自の一般財源からの思い切った法定外繰入れはどうしても必要な施策です。

過去には3,000万円以上あったものが、今回2,200万円の繰出し額が引き下げられております。国や県からの不当な圧力があることは承知しておりますが、低所得者減免、子どもの均等割減免なら一般会計からの投入が必要な施策であり、後退は許されません。低所得者で子どもが多い世帯には均等割、大変厳しい税額です。赤ちゃんや小さな子どもまで税金を取るというサラリーマンなどの協会けんぽにはない制度があることも問題ですが、今は一般会計からの国保会計へ繰り出して、まず赤ちゃんから均等割を取ると

いう税金の仕組みは、子育て応援からも減免していく必要があります。

第3の問題は、知多地方税滞納整理機構への負担金の支出は認められないという問題です。

現在も南知多町から50万円の負担金を払っております。以前に私はある対象者に同行し、滞納整理機構徴収業務者の対応の強引さを実感しております。高額滞納者に対して成果がある徴収技術の向上などとしておりますが、しかし、その徴税方法は、差押えを前提に強権的な手法が取られるのが前提です。私は滞納自体を擁護するわけではありません。しかし、滞納に至る理由は様々であります。払いたくても払えない方がいるのです。機構の対応には、行政の役割から切り離された非日常の行政姿勢そのものです。これでは町民と行政の信頼関係が近くなるわけありません。南知多町は知多地方税滞納整理機構から脱退し、整理機構は解散すべきです。

市民にとことん寄り添う行政を行う先進的な滋賀県野洲市などに学び、滞納整理の窓口を住民に寄り添った心ある町役場一本にすべきです。令和8年から3年ほど継続するこの支出は認められません。

第4の問題は、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会への負担金をやめる問題です。

南知多町は、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会に毎年3,000円支出しております。リニア工事は未解決な問題を後回しにして巨額な国費、県負担を生む強引な計画です。採算は赤字とも報道されております。地元住民の反対の声も上がっております。2014年、総工費は5.5兆円、開業は27年と想定されていまして。

JR東海は2021年に東京一名古屋間の総工費については7兆円に膨らむと発表しました。そして、さらに2025年10月29日には総工費は約11兆円、開業は35年以降になると発表しております。

経済性、採算性、地震大国の中、難工事の活断層の工事など大量の残土もどうするのか、地下水の処理の問題、そして大井川の水枯れの懸念、原発1基分とされる電力の消費量、電磁波の問題、そして岐阜のウラン鉱床掘削問題が解決しないままの負担金はやめるべきであります。原発と同じく将来に禍根を残すことが予想される負担金はやめるべきです。ドイツは2008年、アメリカは2021年に計画は中止しております。

第5に、自衛隊への町からの18歳と22歳の名簿提供はやめるべきと考えます。本来は住民基本台帳に基づき閲覧行為で自衛隊員自ら南知多町で写し書きをすべきものです。以前はそうしておりました。町はわざわざ2万円でその名簿提供業務をする必要はない

と考えます。2024年度調査でも全国66%の自治体のみ提供している状況です。2019年の安倍内閣時代に一方的にこの名簿提供が押しつけられております。

そもそも個人情報保護法67条1項では、行政機関の長などは、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し又は提供してはならないとされており、自治体から自衛隊への名簿提供が法令に基づく場合と言える根拠はあるのでしょうか。

自治体が根拠としているのは、以下の法律の施行例です。

自衛隊法97条1項、都道府県知事及び市町村長は、政令の定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。

同施行令の120条では、防衛大臣は、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事及び市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。しかし、自衛隊法はそもそも組織法であり、97条1項にも名簿を提供することの事務と明記されているわけではありません。

また、施行令に至っては、行政機関である内閣だけで制定できる国の国会が制定する法令とは言えません。防衛省、総務省は法令に基づく場合として提供してよいとの通知を出しておりますが、行政が示す解釈がいつも正しいわけではありません。法令に基づく場合に当たるとして提供している根拠は認められないのではないかと考えます。

仕方なく提供を続ける場合においても、他市町のように、個人情報保護法に基づく個人の意向を確認し、拒否される方については名簿を責任を持って提供する町が削除し、提供するのが当たり前です。町は、個人が自衛隊に名簿の削除を申し込めと言っております。個人情報保護法のイロハが町は全く分かっていないと言わざるを得ません。現行の個人情報保護を無視する予算の使い方には反対いたします。以上です。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成討論に入ります。

山本優作議員からの賛成討論の発言を許します。

3番、山本優作議員。

○3番（山本優作君）

それでは、議長のお許しを得ましたので、議案第34号 令和8年度南知多町一般会計予算について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

令和8年度予算の編成については、第7次総合計画の将来像、「絆・選ばれる理由が

あるまち」の実現と持続可能な財政基盤の構築を目指し、3つの方針に基づき予算編成に取り組んだものであります。

1つ目は、持続可能な行財政運営の実践であります。

厳しい財政状況下でも町民サービスを維持するため、慣例にとらわれず、真に必要な施策へ予算を重点配分している。

2つ目は、公共施設の在り方の抜本的見直しであります。

老朽化施設への対応について、今後の維持管理等に係る経費を考慮し、人口減少・少子高齢化に対応した公共施設の在り方を大胆に見直すとともに、民間のノウハウや資金を活用する官業の民間活用を柔軟に進めている。

3つ目は、コスト意識の徹底であります。

常に最小の経費で最大の効果を上げるよう、職員一人一人が知恵を絞り、歳出抑制に努めている。

この3つの方針に基づき予算編成に取り組んだことは大変評価できるものであります。職員みんなで知恵を出し合い、検討・査定を重ねた結果、住民サービスは低下させず、絆・選ばれる理由があるまちを目指すため、真に必要な事業に重点的に予算配分ができたものと高く評価しています。

最後に、同僚議員の御賛同を心よりお願いいたしまして、賛成討論といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第34号の件を採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成8人、反対1人、賛成多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第35号 令和8年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（鈴木浩二君）

日程第24、議案第35号 令和8年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第35号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、診療報酬や高額療養費の改定が見込まれているようだが、予算には反映されているのか。答弁としまして、愛知県に納める事業費納付金の算定には反映されていますが、保険給付費は近年の実績から算出しているため、反映していません。

次の質疑としまして、子ども・子育て支援金納付金分の額はどのように算定されたのか。答弁としまして、愛知県が市町村ごとの被保険者数及び所得状況により算定したものです。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第35号 令和8年度南知多町国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

さきの一般会計のところでも述べましたが、低所得者で子どもが多い世帯には均等割、平等割は大変厳しい税額です。赤ちゃんや小さな子どもまで税金を取るという、サラリーマンなどの協会けんぽにはない制度があることも問題であります。

一般会計からもっと国保会計へ投入して、まず赤ちゃんからは均等割はとらない、そういう税金の仕組みをつくっていくことが必要と考えます。子育て応援からも減免していくことが必要です。そのためにも、一般会計からの国保会計の増額分が少ないこの予算は、まさに町民が払える国保税にするためには、いろんな基金等をうまく利用し、国保会計への一般会計からの繰入れをもっと増やすことが必要です。

あわせて、また臨時議会等で決定されていきますが、予算の中にはもうはめ込まれておりますので、このことについても反対いたします。

今回、子ども・子育て支援交付金を国保会計にかぶせております。目的が違う保険から知らぬ間に国民から収奪するものであり、断じて認められません。子ども・子育て支援交付金分でも、1人当たり赤ちゃん均等割が1,104円、平等割は729円、所得割も26%賦課される予算は、町民を苦しくさせるもので、これは反対いたします。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第35号の件を採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成8人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第36号 令和8年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（鈴木浩二君）

日程第25、議案第36号 令和8年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第36号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としましては、令和8年度から保険料の年間限度額等が改正されるが、予算に反映されているのか。答弁としまして、改正後の保険料率及び限度額により算定し、計上しています。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第36号の討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

議案第36号、令和8年度後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から討論いたします。

そもそも、亡くなるまで多額の保険料を取り続けるこの保険制度は、もともと国民健康保険の中にありましたけれど、それを高齢者へ取り出したものです。この尊敬を欠いた人権侵害の制度であると私は考えております。私は元の国民健康保険制度に戻すべきと考えます。

後期高齢者医療でも令和8年度保険料は令和7年度と比べて約2,000万円の増額とな

っております。その要因の1つが、先ほど国民健康保険と同じように、目的の違う保険から知らぬ間に収奪する子ども・子育て支援金分の追加で加入者の負担が増額となるものであります。

こども家庭庁の試算では、1人2,400円を上回って、愛知県後期高齢者医療保険の試算は2,576円と負担が提案されております。基礎賦課額の均等割でも令和8年度と令和9年度で5万3,438円から5万6,130円に引き上げます。そして、子ども・子育て支援納付金の均等割でも1,362円の賦課をさらに課すものであります。令和8年度に高齢者の負担をさらに増大させるもので反対するものであります。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第36号の件を採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成8人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第37号 令和8年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（鈴木浩二君）

日程第26、議案第37号 令和8年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第37号に対する審査の経過並びに結果について御報告申

し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、介護認定審査会は月に何回の開催を予定し、1回の審査会で何人の認定者を判定するのか。答弁としまして、月に三、四回の開催を予定し、20人から25人の判定を見込んでいます。

次の質疑いたしまして、介護認定訪問調査委託料は何人分で単価は幾らか。答弁としまして、300人分見込んでおり、1件につき4,548円です。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

議案第37号 令和8年度南知多町介護保険特別会計予算に反対する立場から討論いたします。

国民健康保険運営協議会では、議員委員は削除されました。しかし、介護保険運営協議会ではまだ議員が参加し、報酬を受けさせることが続いています。議員との談合や税金の二重取り予算では、第10期の介護保険計画が策定される審議会では町民の理解は得られません。二元代表制の民主主義の原則を逸脱した支出は認められません。公募による委員をもっと増やすべきです。

議員の参加は町長の委嘱権限でやめさせることができるはずですが。知多半島では南知多町のみ遅れた支出予算は直ちに改めるべきです。第10期介護保険計画は、より町民の声が反映した協議会運営にすべきことを主張し、そして、あわせて2億円の基金がまだ残っていたということでもあります。第8期、この計画に対して、これを投入し保険料を

下げておりません。別に3年計画でありますけれど、途中でこの保険料を下げても問題はありませぬ。そのような2億円の基金があるにもかかわらず保険料を下げない、この予算案については反対いたします。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第37号の件を採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成8人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第38号 令和8年度南知多町水道事業会計予算

○議長（鈴木浩二君）

日程第27、議案第38号 令和8年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、文教建設委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第38号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第38号、令和8年度水道事業会計予算に反対する立場から討論いたします。

さきの条例の水道料金29%の値上げの影響が入った令和8年度水道会計予算は、今後の町民の負担増を生むもので認められません。特に値上げの要因として、愛知県は令和6年度定例議会に、水道使用料使用料金を2段階で1立方メートル当たり26円から32円に6円引き上げる条例改正案を可決し、市町村に値上げを迫りました。

しかし、令和6年度の県の令和5年度決算では、水道料金の収入は約5億円増えて、経常利益は前年比2億円増の6.5億円、利益剰余金は6億円増えて40億円に跳ね上がっております。料金値上げがなくても決算は黒字になっております。これらの内容はしっかり議論された値上げだったのでしょうか。基本料金等の軽減の配慮もない水道事業会計予算には反対いたします。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第38号の件を採決します。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

すみません、吉原議員、ボタンが押されていません。

改めて、表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成 8 人、反対 1 人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第39号 令和8年度南知多町漁業集落排水事業会計予算

○議長（鈴木浩二君）

日程第28、議案第39号 令和8年度南知多町漁業集落排水事業会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、文教建設委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第39号に対する審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第39号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第29 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（鈴木浩二君）

日程第29、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から所管事項について閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（鈴木浩二君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和8年第2回南知多町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 閉会 11時07分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 鈴 木 浩 二

署 名 議 員 榎 戸 陵 友

署 名 議 員 木 藤 創 大